

議案第1号	令和6年度習志野市一般会計予算
議案第2号	令和6年度習志野市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	令和6年度習志野市介護保険特別会計予算
議案第4号	令和6年度習志野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第5号	令和6年度習志野市ガス事業会計予算
議案第6号	令和6年度習志野市水道事業会計予算
議案第7号	令和6年度習志野市下水道事業会計予算
議案第8号	令和5年度習志野市一般会計補正予算（第8号）
議案第9号	令和5年度習志野市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第10号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴い、消防法の規定に基づく申請手数料を、政令と同額に改定するものです。

区 分		改正前	改正後
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可申請手数料			
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査			
危険物の貯蔵最大数量	1,000kl以上5,000kl未満	118万円	145万円
	5,000kl以上1万kl未満	141万円	172万円
	1万kl以上5万kl未満	159万円	192万円
	5万kl以上10万kl未満	195万円	236万円
	10万kl以上20万kl未満	227万円	274万円
	20万kl以上30万kl未満	455万円	564万円
	30万kl以上40万kl未満	582万円	724万円
	40万kl以上	707万円	879万円

（施行期日）

令和6年4月1日から施行します。

議案第11号 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）の改正に伴い、マイナンバーを利用する事務等を示す文言を改正するものです。

その他文言整理をします。

（施行期日）

改正マイナンバー法の施行の日（令和5年6月9日から起算して1年3月を超えない範囲内で政令で定める日）から施行します。

議案第12号 習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

「国民健康保険法」の改正に伴い、改正するものです。

退職被保険者<sup>※</sup>の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止します。

その他文言整理をします。

※ 退職者医療制度については既に廃止されましたが、平成26年度までに新たに退職被保険者となった者が65歳に達するまでの間、経過措置として存続しています。

（施行期日等）

令和6年4月1日から施行し、同月以後の保険料から適用します。

議案第13号 習志野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

「介護保険法施行令」等の改正に伴い、改正するものです。

介護保険料及び基準所得金額の改定

第1号被保険者（65歳以上の者）に係る令和6年度から3年間の保険料を次のように改定します。

改正前			改正後		
所得段階	対象となる 基準所得金額等	保険料／年	所得段階	対象となる 基準所得金額等	保険料／年
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（市町村民税世帯非課税） ・市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計80万円以下）	3万 350円  （保険料軽減後の額は、1万7,430円）	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（市町村民税世帯非課税） ・市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計80万円以下）	3万 3,540円  （保険料軽減後の額は、2万1,010円）
第2段階	市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計80万円超120万円以下）	4万 1,970円  （保険料軽減後の額は、2万5,830円）	第2段階	市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計80万円超120万円以下）	5万 490円  （保険料軽減後の額は、3万5,750円）
第3段階	市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計120万円超）	4万 6,490円  （保険料軽減後の額は、4万3,260円）	第3段階	市町村民税世帯非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計120万円超）	5万 860円  （保険料軽減後の額は、5万 490円）
第4段階	本人が市町村民税非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計80万円以下）	5万 8,110円	第4段階	本人が市町村民税非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計80万円以下）	6万 6,340円
第5段階	本人が市町村民税非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計80万円超）	6万 4,570円 （基準額）	第5段階	本人が市町村民税非課税者（前年の合計所得金額と公的年金等収入金額合計80万円超）	7万 3,710円 （基準額）
第6段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額120万円未満）	7万 1,030円	第6段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額120万円未満）	8万 1,080円
第7段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額120万円以上200万円未満）	8万 3,940円	第7段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額120万円以上210万円未満）	9万 5,820円
第8段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額200万円以上300万円未満）	9万 6,860円	第8段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額210万円以上310万円未満）	11万 570円
第9段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額300万円以上400万円未満）	10万 6,540円	第9段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額310万円以上410万円未満）	12万 1,620円

第10段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>400万円</b> 以上 <b>500万円</b> 未満）	11万6,230円	第10段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>410万円</b> 以上 <b>510万円</b> 未満）	14万 50円
第11段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>500万円</b> 以上 <b>600万円</b> 未満）	12万2,680円	第11段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>510万円</b> 以上 <b>610万円</b> 未満）	15万4,790円
第12段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>600万円</b> 以上 <b>700万円</b> 未満）	12万9,140円	第12段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>610万円</b> 以上 <b>710万円</b> 未満）	16万5,850円
第13段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>700万円</b> 以上 <b>800万円</b> 未満）	13万8,830円	第13段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>710万円</b> 以上 <b>810万円</b> 未満）	17万6,900円
第14段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>800万円</b> 以上 <b>1,000万円</b> 未満）	14万8,510円	第14段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>810万円</b> 以上 <b>1,010万円</b> 未満）	18万7,960円
第15段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>1,000万円</b> 以上 <b>1,500万円</b> 未満）	15万8,200円	第15段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>1,010万円</b> 以上 <b>1,510万円</b> 未満）	19万9,020円
第16段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>1,500万円</b> 以上）	16万1,430円	第16段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>1,510万円</b> 以上 <b>2,010万円</b> 未満）	20万2,700円
追加			第17段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>2,010万円</b> 以上 <b>2,510万円</b> 未満）	20万6,390円
追加			第18段階	本人が市町村民税課税者（前年の合計所得金額 <b>2,510万円</b> 以上）	21万 70円

（施行期日等）

令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の保険料から適用します。

議案第14号 習志野市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「建築基準法」等の改正に伴い、次のように改正するものです。

- 1 「建築基準法」及び「建築基準法施行令」の改正により、接道及び道路内建築に係る制限の緩和を認定する制度が創設されることに伴い、次の手数料を新設します。
  - (1) 敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料
  - (2) 道路内における建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料
- 2 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改正されることに伴い、条例で引用している法律名を改正します。

(施行期日)

令和6年4月1日から施行します。

議案第15号 習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「日本標準産業分類」の改正に伴い、緑化協定を締結することができる工場の定義を改正するものです。その他文言整理をします。

(施行期日)

令和6年4月1日から施行します。

議案第16号 習志野市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例の制定について

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てるため設置した「習志野市新型コロナウイルス感染症対策基金」を、同感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における位置付けが5類感染症に変更され、一般的な感染症対策を講じるものとされたことに伴い、廃止するものです。

なお、同基金に属する現金は、習志野市まちづくり応援基金に積み立てることとします。

(施行期日)

令和6年4月1日から施行します。

議案第17号 副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所	市川市妙典
氏 名	遠 藤 良 宣 (えんどう よしのぶ)
任 期	4 年
新任・再任	新任

議案第18号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所	習志野市東習志野
氏 名	馬 場 祐 美 (ばば ゆみ)
任 期	4 年
新任・再任	再任

議案第19号 工事請負契約の締結について（屋敷小学校校舎長寿命化改修工事（建築工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 屋敷小学校校舎長寿命化改修工事（建築工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 7億9,371万1,600円（税込み）
- 4 契約の相手方 佐倉市西志津五丁目14番6号  
株式会社 ナカムラ
- 5 工事場所 習志野市屋敷二丁目1番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- 7 工事概要 防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、<sup>く</sup>躯体改修  
校舎棟
  - (1) A・B棟（管理・普通教室棟）

延べ面積	2,506.87㎡
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上4階
  - (2) C・D棟（普通教室棟）

延べ面積	1,428.46㎡
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上4階
  - (3) E棟（普通教室棟）

延べ面積	707.55㎡
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上4階
  - (4) F棟（特別教室棟）

延べ面積	1,327.45㎡
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階

議案第20号 工事請負契約の締結について（屋敷小学校校舎長寿命化改修工事（機械設備工事））

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 屋敷小学校校舎長寿命化改修工事（機械設備工事）
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 3億4,573万円（税込み）
- 4 契約の相手方 習志野市東習志野八丁目28番11号  
株式会社 習志野工業
- 5 工事場所 習志野市屋敷二丁目1番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- 7 工事概要
  - （1）衛生設備工事
  - （2）給水設備工事
  - （3）排水設備工事
  - （4）給湯設備工事
  - （5）空調設備工事
  - （6）換気設備工事
  - （7）消火設備工事
  - （8）撤去工事

議案第21号 市道の路線認定について

認定する路線は、2路線です。

認定 2路線

認定理由	路線名	
開発行為に伴うもの	谷 津一丁目	01-171号線
	東習志野一丁目	12-058号線



議案第22号 専決処分した事件の承認を求めることについて(令和5年度習志野市一般会計補正予算(第7号))

国の物価高により厳しい状況にある生活者への支援として、個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付及びこども加算に係る方針が示されたことを受け、給付金の支給に係る経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算 補正前 748億2,550万7千円  
 補正額 3億2,329万9千円  
 補正後 751億4,880万6千円

- (歳出概要) ・住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金(追加分)支給事業  
 ・住民税非課税及び均等割のみ課税世帯生活支援給付金(こども加算)支給事業

2 繰越明許費

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税均等割のみ課税世帯生活支援給付金(追加分)支給事業	175,899
		住民税非課税及び均等割のみ課税世帯生活支援給付金(こども加算)支給事業	147,400

(専決処分日)

令和6年1月29日